

公立大学法人北九州市立大学学長選考会議規則

平成20年7月16日
北九大規程第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人北九州市立大学定款（以下「定款」という。）第11条第8項の規定に基づき、学長選考会議（以下「選考会議」という。）の議事の手続きその他選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考
- (2) 学長の任期
- (3) 学長の解任
- (4) その他学長の選考に関して必要な事項

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 定款第18条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者3名
- (2) 定款第21条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる者（理事を兼ねる者を除く。）の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者3名
- 2 選考会議の構成員が学長候補者として推薦されたときは、構成員としての資格を失うものとする。
- 3 構成員が前項その他の事故により欠員となったときは、当該構成員の所属する経営審議会又は教育研究審議会から速やかに補充するものとする。

(学長業績評価委員会)

第3条の2 選考会議は学長の業績を評価するために学長業績評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は、学長の業績を評価し、速やかに選考会議に報告しなければならない。
- 3 選考会議は、前項の規定に基づく評価委員会の報告に基づき、必要に応じて、学長に対する支援及び助言並びに理事長に対する学長解任の申出その他の措置を採ることができる。
- 4 選考会議は、第2項に基づく評価委員会の報告を理事長に報告しなければならない。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、経営審議会の委員又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

- 2 構成員は、再任することができる。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、あらかじめ議長が指名する構成員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 選考会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、選考会議の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第7条 選考会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

- 2 選考会議の議事は、出席構成員の3分の2以上で決する。

- 3 議長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 選考会議の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、選考会議の運営及び学長の業績評価に関し必要な事項は、選考会議の議を経て議長が定める。

付 則

この規程は、平成20年7月16日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年8月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。